

農地法3条許可申請用 必要書類一覧

譲受人が**個人**の場合

必須事項	該当の場合	番号	必要書類	数量	備考
☐		①	農地法3条許可申請書	1部	・該当農地に賃貸借契約が残っている場合、合意解約の手続きが必要
	☐	②	土地改良区の意見書	1部	・賦課金トラブルを未然に防ぐためのもの（北栄町独自の取り組み） ・意見書は 該当の改良区で受取可能 ・受益地でない場合は不要
	☐	③	地籍図等	1部	・分筆等が未登記の段階で申請する場合のみ必要（境界を把握するため）
	☐	④	譲受人についての耕作証明書	1部	・当該市町村の区域外に農地等の権利を有する場合のみ必要
	☐	⑤	国籍等が確認できる書類	1部	・ 町外に住所がある方のみ必要 （提示または添付） 【添付書類の例】 ・戸籍抄本 ・住民票の写し（本籍地記載のもの） ・在留カード ・在留資格認定証明書（写しの場合は原本証明付）
	☐		その他		

【関係機関連絡先】

倉吉法務局	0858-22-4108
大栄町土地改良区	0858-37-3837
大倉土地改良区	0858-37-3955
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004
北条水系土地改良区	0858-36-2034
北栄町農業委員会事務局	0858-37-3135